

書評

坂口一成「現代中国における「司法」の構造（1）～（7・完）
——厳打：なぜ刑事裁判が道具となるのか？——」
（『北大法学論集』第57巻第2～6号、第58巻第1・2号）

赤城 美恵子

序

「厳打」とは「厳厲打撃刑事犯罪活動」の略称であり、中華人民共和国においてプロレタリア文化大革命終了後の治安回復を目的に中国共産党の号令の下に展開された犯罪対策キャンペーンである。具体的には「依法従重従快（法に従い重きにかつ速やかに）」の方針の下に犯罪に「打撃」を加えることとされる。西洋近代法的三権分立の考え方に基づけば、司法は中立公平な第三者の立場に立つべきであり、通常の犯罪対策キャンペーンにおいては行政・立法が実行者となり、司法はそれに加わることはない。これに対して、中国においては司法（裁判）が厳打に積極的に加わる姿が見られた。「なぜ中国では厳打が可能なのか、厳打の一翼を担う中国の裁判とは一体何なのか」[論文（1）8頁（なお本論文は『北大法学論集』に2006年7月から一年にわたって（1）から（7・完）までが連載された。以下本書評において本論文から引用する際には、「論文（1）」等表記する)]。この問題の解明が本論文における第一の課題となる。この問題に対して、筆者は「そこでの裁判は、権力が定めた目的を積極的に実現しようとする国家作用となっているのである。法的判定型裁判を象徴するものが「天秤」であれば、中国の裁判を象徴するものは、権力の下した任務を忠実に遂行する「道具」[同9頁]であるという見通しを示す。では「なぜ中国では裁判が道具となるのか」[同9頁]。これが本論文の第二の課題となる。

1 本論文の内容

本論文の構成は以下のとおりである。節以下は省略する。

序論

- 1 基本概念の整理
- 1 厳打とは何か？
- 2 厳打前夜の治安状況と犯罪対策——「重きにかつ速やかに」の登場
- 3 83年厳打

4 その後の厳打

II 裁判の位相——なぜ裁判が道具となるのか?

5 中国における裁判観

6 「裁判=道具」の構造

終章

なお、論文(1)から(7)までの各冒頭には目次が記されるが、それによると当初第II部のタイトルは「なぜ裁判が道具となるのか?」が予定されていたが、後に「裁判の位相——なぜ裁判が道具となるのか?」へと改められている。

序論において上述の問題提起がなされる。次いで中国刑事司法に関する諸概念の説明が行われる(第1章)。第I部では、統計データを多用して実際の厳打が如何なるものであったのかを実証的に解明し、厳打という現象の定式化が試みられる。その上で、何故に中国社会において厳打を実施することができたのか、その要因についての分析がなされる(第2～4章)。第II部では、裁判が権力の道具と認識されていることが指摘され、そして裁判を現実に道具にする制度的な仕組みが分析される(第5・6章)。終章において、本論文の内容が総括され、今後の研究の方向性について一定の見通しが示される。

以下では、第I・II部の内容について、その概略を紹介する。

(1) 第I部

文革によって刑事裁判制度は甚大な被害を被った。警察・検察・裁判所のスタッフは農村に下放され、その業務はマヒ状態に陥った。文革が終息に向かい、各機関は機能再建に取り組みはじめたが、なお文革期におけるスタッフ下放の後遺症から人的資源に乏しく、業務遂行能力は著しく減退しており、1980年には刑訴法所定の事案処理期限の延長が認められるほどであった。それにもかかわらず、文革期以降犯罪は著しく増加し、また凶悪化しており、早急になんらかの手を打つことが必要とされていた。

そこで、治安回復を目的として、まず1979年に全国都市治安会議が開催された。そこでは「① 党委員会の指導の下で、軍隊や民兵のみならず、大衆をも巻き込み活動を展開すること、② 対象者(大・中都市の[現行]の殺人、強盗、強姦、放火などの社会秩序を由々しく乱す犯罪者)に対する厳しく(重く)、迅速な、そして正確な処罰、③ 犯行が軽微な者および未成年者に対する教育改造・救出[挽救]の強調、④ メディアを利用した「法制教育」の展開、⑤ 党委員会指導の下での共同事務処理の実施、そして⑥ 以上の活動を展開し、治安回復を図らなければ「党および政府の失政」とされること」[論文(3)120頁]が方針として打ち出された。これに伴い、1980年には、本来最高裁の専権事項である死刑許可権が最高裁に委譲され、事案処理が滞る中で②に列挙された犯罪で死刑となる場合には迅速な刑の執行が可能となった。但し、統計データによると、この時期なお犯罪は増加し続けている。そのため、さらに1981年に五大都市治安座談会が開催された。ここでは先の79年都市治安会議での方針が受け継がれ、またはじめて「法に従い重きにか

つ速やかに」というテーゼが打ち出された。さらに、犯罪対策としては「教育」が改めて強調され、事件処理に関しては有罪基準を引き下げる「2つの基本」（「枝葉にこだわらず、基本的な事実が明らかで、基本的な証拠が確かであればよい」[同130頁]）が提示された。具体的な方策としては、「労働改造犯」と「労働矯正被処分者」に対する教育改造強化の目的から、「両方の決定」が制定・施行され、厳罰化が進められた。また、1981年から1983年において、殺人、強盗、強姦、爆破、放火などの治安犯罪に対して速やかに打撃を与えるために、高裁を経て死刑と定めれば最高裁への死刑許可申請を省略できると定められた。

ただし、政策決定者は、両会議で打ち出された方針が徹底されず、犯罪を抑制する効果がなお発揮されていないと見なし、その理由を人民内部の矛盾と敵対矛盾との区別がはっきりされていないための、また政治運動であった文革の再来に対する警戒心からの打撃力不足であると考えた。そこで1983年7月に鄧小平は重大刑事犯が敵対矛盾であることを表明し、また、なお文革の反省から「法に従う」ことを強調しつつ、重大刑事犯罪に集中して打撃を加える活動（すなわち厳打）を政治運動と位置づけて、厳打の実施を発令した。これにより、「教育」から「打撃」へと犯罪対策の重点は移り、また法および裁判は犯罪者に対する武器となった。

厳打実施発令直後に、まさしく厳打のためだけに法改正が行われた。刑法においては、厳打対象とされた犯罪の法定刑が引き上げられ、当時問題とされていた犯罪方法の伝授が犯罪として規定された。また刑事訴訟法においては、厳打対象犯罪の公判前手続期間および上訴期間の短縮が定められ、また死刑許可権の高裁への委譲が制度化された。

厳打の具体的行動プランの策定・実施の指揮は地方各級党委員会が担い、裁判所・検察・警察はいずれも党委員会や政府の指揮下におかれた。検挙活動は一斉にかつ大規模に行われ、検挙協力者の中には大衆のみならず裁判官の姿もあった。また「速やかに」を可能ならしめるために、犯罪検挙後の事務処理には「事前介入」（警察の預審に、刑訴法に介入の根拠を持つ検察のみならず、裁判所が介入して裁判段階で行うべき作業を行う）、「共同事務処理」（政法委員会の主宰で警察・検察・裁判所が一致協力して、重大事件・ハードケースを解決するが、手続自体は各機関が行う）、「合同事件処理」（警察・検察・裁判所がそれぞれ人員を派遣し専門チームを組ませた上で、捜査、起訴、裁判を行わせる）といった刑事訴訟法に悖る手続がとられた。裁判においては「速やかに」を実現するために、裁判官を増員し、厳打対象の事件を優先的に処理し、被告人の弁護権を制限し、さらに「2つの基本」を採用した。同時に「重きに」も徹底された。統計データによると重罰化がすすんだ様子がわかる。「重きに」を実現するための措置として、ノルマが設定され、事案が蒸し返され、死刑適用の要件の緩和がむしろ下級の実務担当者から要求された。また、「現地裁判」や「判決宣告大会」、さらには「公開処刑」など、「見せしめ」的な煽動的法制宣伝が頻繁に行われた。裁判後、申訴は制限され、犯罪者は社会から隔離された。統計データからは厳打が犯罪抑制の効果を発揮したことが窺える。

83年厳打は「（1）党の指揮の下で、（2）犯罪制圧という目標に向けて、（3）有効利用できるリソースを総動員する（4）政治運動である」[論文（4）65頁]と定式化することができる。「有効利用できるリソース」の中には刑事司法の担い手、法、裁判が含まれることに注意が必要である。すなわち、これらはすでに中立な第三者たりえず、権力の目標実現のための道具として利用

された。

非常の措置として始まった83年厳打は1987年に一旦終了する。しかし厳打が終了するやすぐに治安は再度悪化した。そこで全国規模で、或いは地域的に厳打は繰り返され、常態化した。中でも規模が大きかったのは1996年および2001年の厳打である。いずれも83年厳打の定式を踏襲しており、やはり裁判が道具として利用されている。ただし、83年厳打に比べて、大衆の動員が減少し、それほど「重きにかつ速やかに」ではなくなり、また刑事手続は法の枠組みに近づいている。このことは近代法的思考様式が浸透しつつあることの現れである。

さらに、「有効利用できるリソース」すなわち道具としての裁判に着目すれば、それは厳打期に特有のものではなく、通常期においても道具として利用されている。「裁判が道具となるのは厳打だからではなく、そもそも裁判が道具だからである」[論文(5)60頁]。

(2) 第Ⅱ部

ではなぜ中国においては裁判が道具となるのか。

裁判所法・新旧の刑法・新旧の刑事訴訟法は、いずれも裁判所の任務について国家目的を積極的に実現することにあると定め、「国家刑罰権の行使を制限しようとする考え方は稀薄である」[論文(6)123頁]。この場合の国家目的とは「党が指導するところの国家が設定した目的である」[同125頁]。刑法によると量刑には「社会に対する危害程度」が考慮されることになっているが、危害の程度は党による治安の形勢判断によってさだまる。「党の形勢判断により量刑相場が変動することが、理論的に正当化されている」のであり、「裁判が党の道具となるべきことが、刑法理論に組み込まれている」[同130頁]。

中国の刑事司法当局および学界の中の厳打肯定説は、功利主義的な思考に基づき、人権保障や公正といった部分でのマイナスの存在を認めつつも、治安の回復や維持の側面ではなお実際的な利益が大きいと見え、厳打を目的実現のためのもっとも効率的な手段として位置づける。すなわち、「裁判のあり方は、法的安定性や司法の公正性(独立)ではなく、どれだけ目的実現に役立つかという思考様式により決定づけられている」[同147頁]。言い換えれば、彼らの中で裁判とは道具に他ならない。とはいうものの、近代法的思考様式に基づく厳打に対する反省説や否定説も登場しており、裁判＝道具という認識が変化しつつあることが窺える。

裁判＝道具の構造は、裁判所が「政府、さらには警察や司法行政部門などの政府業務部門と同じく、上位者(裁判所については党委員会、政法委員会、政府)の指揮命令下」で「法律を執行する機関＝行政」[論文(7)30頁]と位置づけられる仕組みに支えられている。

裁判官は、とりわけ裁判所の管理職になるほどに、なによりも党の政策を忠実に遂行する人物であることが要求される。一方で、裁判官の任免権は党および政府に掌握されており、裁判官はその意向に従わざるを得ない。また、裁判所内部においては所長審査制や裁判委員会討議制という、地方ブロックにおいては党委審査制という、さらに縦ラインにおいては上級裁判所への照会という、判決形成過程においてその内容を事前にチェックしあるいは調整する制度が存在する。これらの制度は、誤判責任制(「誤判」とは原審の判断が2審・再審で維持されない事態をさす)や所長引責辞任制などによって裁判官の責任追及が制度上予定される中、そのリスクを回避する

ための手段となっている。すなわち、裁判官が党組織や「上司」の意向に従うことを制度的に担保する仕組みが存在する。また、裁判所は、その長が政府の長よりも党内の序列において下位に立つが故に、政府を「準指導者」としてその指揮下に入ることになる。「準指導者」たる政府は指導者である党委員会とともに管轄地域の治安に責任を持ち、「責任」を果たすために、「準指導者」として裁判所に指示を下し、「裁判所の「働き」が不十分であれば、裁判所のみならず、党委員会や政府も「上司」として責任を問われる」[同27頁]。問題の解決はまず地方ブロックにおいて試みられ、それで解決されない場合に上級の機関にお伺いが立てられることになる。「裁判＝道具」構造は、「①責任を媒介とした②権力不分の③ヒエラルヒー構造」[同30頁]と定式化されることになる。

2 本論文の評価

本論文において何よりも評価すべきは、厳打という刑事実務に深く関わる現象に正面から取り組み、その姿を膨大な統計データおよび諸資料をもとに克明に記述した点にある。筆者が「中国の統計上の暗数問題、特に立案件数の統計データの暗数問題はかなり深刻」であり、重大事件はともかく「立案件数の統計データの信頼性はかなり低い」と言及するように[論文(3)107頁以下]、従来の中国法研究においては統計データの資料的価値は低いものと考えられ、研究者はその利用を躊躇してきたのが実情のように思われる。筆者はかかる問題を十分に承知した上で、なお「中国においては政策決定者・学者ともに、立案件数に基づき治安の善し悪しを測ることが常である」[同110頁]と述べ、積極的に活用し、複数のデータを総合的にもちいることでそれぞれの欠点を補おうとしている。確かに、政策決定者が刑事司法実務の実態の如何なる点を問題と捉えて種々の方針・政策を打ち出していったのかを知る上では、かかる統計データは読者に対してより具体的で説得的な情報となりうる。あるいは、読者に対して大勢を示すことは可能であろう。筆者は序論において本論文の意義について「厳打は中国において実際に刑法および刑事訴訟法がどのように実現されているかを知る格好の素材」であり、「厳打の実際を実証的に明らかにすることにより、“Law in Action”の中国刑法・刑事訴訟法を明らかにすることができる」[論文(1)24頁]と述べているが、筆者の意図したところはある程度までは実現されたのではないかと思う。

なぜ「ある程度まで」の評価に留まるのか。それは、筆者のデータの分析およびその記述に評者としてはなお不満が残るためである。一つには記述の問題なのだろうが、図・表に現れた事象とそれをもとに筆者が本文中に説明することのつじつまが合っていない部分がある。細かな部分ではあるが、例えば筆者は83年厳打の成果を示す際に「厳打が開始された1983年には1980年代で立案件数がもっとも低くなっている」[論文(4)62頁]と述べるが、もととなった図3-2[同62頁]によれば、1980年代で立案件数がもっとも低くなっているのは1984年である。また、各種のデータの相互の関係や本論文での指摘との関係が今ひとつはっきりしない。本論文の指摘するところによると、1983年の立案件数は前年よりも減少し、上述のように1984年にはさらに減少する。一方で、本論文では厳打期には大規模な検挙活動が行われたと指摘される。この二つの現象

はどのように整合的に説明することができるのだろうか。また、起訴件数や判決発効人員数・判決言渡人員数は1983年に急激に増加する。なぜそうなるのか。それまでため込まれていた事案がそこで一気に解決されたということなのだろうか。そこには厳打の対象となった事犯はどの程度いたのだろうか。さらに、立案件数の減少が、本論文で明らかにされた実際の厳打運動の効果なのか、それとも厳打を実施するという宣言による効果なのかについての詳細な分析もなされていない。厳打の実施と1983・1984年における立案件数の減少との間の関連性について、もう少し説明が欲しいように思われた。

次に、本論文第二の課題の裁判＝道具構造に関してであるが、そもそもなぜ「道具」という言葉で表現しようとしたのか説明が欲しいように思われるものの、従来ばらばらに議論されてきた裁判官を独立させない諸制度を組み立てることで、「裁判官が「党の指導」に服従せざるを得ない仕組み、裁判が行政的とならざるを得ない仕組み」[論文(1)9頁]の全体像が立体的に示されたと評価できよう。ただし、筆者の目的が「中国の裁判官が「党の指導」に服従し、また裁判が行政的であることは、すでに中国および日本の先行研究により指摘されている。本稿で解明せんとすることは、こうした「どうなっているか」ではなく、「なぜそうなるのか」という疑問である」[同9頁]にあるならば、構造の解明のみならず、何故にかかる構造が作り上げられたのかをも議論するべきではなかったのか。筆者は裁判を道具とする認識と構造との関係について「[卵が先か、鶏が先か]の問いかけであり、また実際に裁判が道具とならざるを得ない構造となっている以上、現代中国においてなぜ裁判が道具となるのかという問いを考える上で、いずれが先かは重要な問題ではない。けだし「裁判＝道具」構造が存在する以上、裁判は道具とならざるを得ないからである」[論文(7)41頁]と述べているが、中国が種々の制度を作り、利用している以上その背景にはなんらかの意図が存在するはずであり、それらを整理・分析し、今回の研究成果と併せることではじめて、たてられた問いに対する回答となるように思われる。現代法の研究であるから現にあるものだけを見ればよいというものでもあるまい。

細かな点に関しても、議論が不十分に思える部分があった。そのうちの 하나가厳打の基本方針である「依法従重従快」である。評者は「法に従い重きにかつ速やかに」という訳語にまず日本語として違和感を覚えた。また、「法に従い」の意味について、序論において、筆者は厳打の先行研究であるクラーク論文の「これまで行政処罰や懲戒処分で処理されてきた行為に対して、法＝刑法を適用せよということの意味する」という理解に対して、「[法の枠内で]と解するのが妥当」という見解を示す[論文(1)13頁]。しかしながら、実際の厳打においては法的枠組みから外れた実務が確かに存在したこと、また重罰化および手続の迅速化のために立法がなされ、したがって「法の枠内で」が守られることもあったが、遑ればその立法自体違憲であると考えられることが本論文の中で指摘されている。この問題に関して筆者は「違憲が法の効力に影響しないどころか、逆に、法が党の政策に合致することにより正当性を獲得しているのである」[論文(3)140頁]と述べるに止まる。むしろ、政策決定者が何を考えて「依法」なる語を用いたのか、当時厳打に参加した人々が「依法」に対して如何なる認識でいたのか、解明されれば非常に興味深いのではないか。

もう一点、近代法的思考様式に関しても、議論が中途半端に終わってしまったという印象があ

る。まず、かかる概念を持ちだして、その浸透に言及するのであれば、それが浸透する以前の思考様式（おそらくは裁判＝道具構造を許容する法思考様式となろう）にも言及しなければなるまい。それがおろそかになっているように思われる。また、83年よりは96年、96年よりは01年と、徐々に厳打が「重きにかつ速やかに」ではなくなったなどの現象を挙げて近代法的思考様式の浸透とするが、直接にそれを示す資料がない以上、この部分に関してはにわかには納得しがたい。あるいは確かに厳打反省説・否定説の中には近代法的思考様式に則って議論を展開するものもあるかもしれない。ただ、それがどのように進展してきているのか。おそらく今後の司法改革に無関係な話ではあるまい。もう少しきめの細かい議論が必要であろう。

最後に、筆者は法制史的な議論に関して、序論において、法制史的知見から現代中国法を捉えた小口彦太氏の研究に対して伝統と現代の連続性が明らかになっていないと不満を述べつつも、この点については今後の課題とするとして、本論文の対象からははずしてしまう。ただ、評者は現代中国の厳打や「裁判＝道具」構造を明らかにする本論文を読みながら、伝統中国における裁判手続や裁判構造との間に類似性があることを強く感じた。筆者自身もまた終章で「清代における裁判をめぐる理念および構造は、現代中国における「裁判＝道具」構造と極めて類似しているといえよう。そしてこうした構造においては、厳打に似た現象を見出すことができる」[論文（7）58頁]と述べ、具体的には鈴木秀光氏の杖斃に関する研究を取り上げる。体制の異なる清代中国（あるいは伝統中国）と現代中国において、なぜかかる類似の現象が生じるのか。それは似て非なるものなのか。法制史の立場からの疑問は種々噴出するであろう。そしておそらく上述した評者の不満のいくつかは、法制史の見地からの議論が盛り込まれることで解消されたのではないだろうか。もちろんこの点は、筆者自身がよく感じていることと思う。今後の研究を待ちたい。